

第 2 版 2022 年 4 月 23 日
2019 年 10 月 26 日

次期曳航機のための募集特定寄付に関する募金目論見書

公益社団法人日本グライダークラブ

日頃当クラブの活動にご参加、ご理解いただきありがとうございます。

エンジンのないグライダーで飛行するには、グライダーを上空まで曳航する飛行機、いわゆる曳航機が欠かせません。当クラブの現在の曳航機ハスキーJA4171 はかなり老朽化が進み、年々整備費用が増加しており、次期曳航機の導入が必須の状況にあります。

そこで、次期曳航機購入のための寄付金を募集致します。募集にあたっては、当法人の寄付金等取扱規定で定める「募集特定寄付金」とし、その用途、募集期間、募集金額等を定めた目論見書に基づき募集するものです。

曳航機は本クラブ活動の心臓ともいえる機材であり、現在のハスキーがなんとか動いている間に次期曳航機を導入したいと思っておりますので、皆様のご支援をよろしくお願い致します。

次期曳航機のための募集特定寄付に関する募金目論見書

1. 目的

本特定寄付金募集は、老朽化した現曳航機の代替となる次期曳航機を購入するための資金を集めるために実施する。

2. 募集期間

2019 年 10 月 1 日～2024 年 9 月 30 日までの 5 年間とする。
(第 2 版では、募集期間を 2 年延長した。)

3. 募集金額

2,000 万円を目標とする。

4. 募集対象

一般

5. 振込口座

みずほ銀行 新橋支店(普)1027085 (社)日本グライダークラブ

6. 申込み方法

下記申し込みフォームに所定の事項を帆記入の上、お振込み下さい。

<http://bit.ly/JSCnewtowplane>

7. 寄付者氏名の公表等

当会のホームページに団体名、法人名(氏名)、個人名、及び金額を掲載する。

(匿名希望の場合は、その旨の申し出て下さい)

8. 税額控除について

当クラブは公益社団法人の税額控除対象法人の認定を受けており、ご寄付には税の減免処置が適用されます。税額控除の場合、確定申告を実施することで年間の寄付額から 2000 円を除いた額の 40%の税額控除を受けることができます。

※算出時の年間の寄付金額は「同年の総所得金額等の 40%」を限度額とする。

※税額控除額は「その年の所得税額の 25%」を限度額とする。